

令和8年3月18日

公益社団法人広島県薬剤師会会長 様

広島県健康福祉局薬務課長
(〒730-8511 広島市中区基町10-52)

麻薬事故への対策について（通知）

このことについて、県内麻薬業務所における事故対策の参考とするため、令和6年に届出のあった麻薬事故に関する事例集を作成し、次のとおり広島県ホームページに掲載しました。

については、別紙「県内で麻薬事故が増えています！」の配布等により、貴会員への周知をお願いします。

【ホームページアドレス】

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/sub-mayaku/mayakuzikozirei.html>

担 当 麻薬グループ
電 話 082-513-3221(ダイヤルイン)
(担当者 福原)

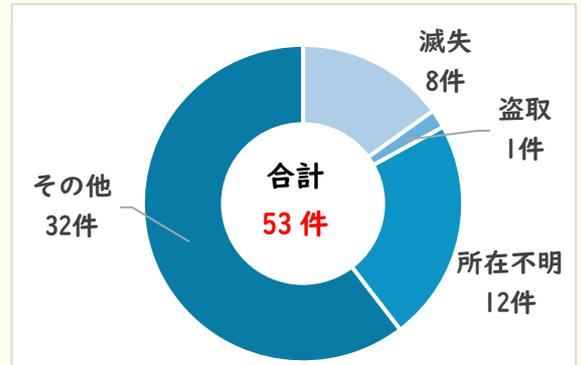
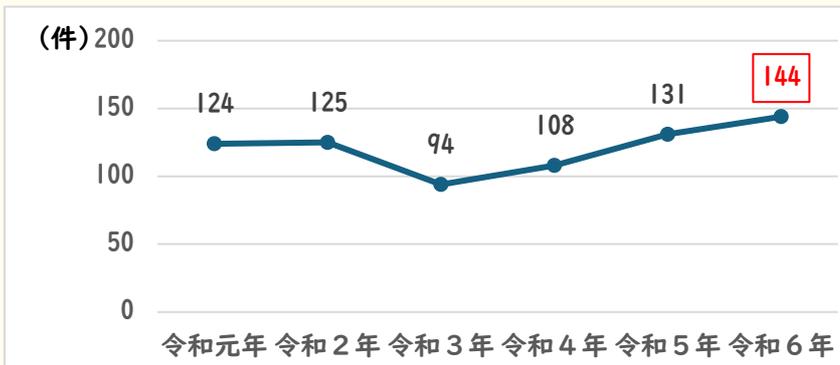
県内で麻薬の事故が増えています！



最近、医療現場で、麻薬が適法な使用、廃棄等を原因としないで、あるべきところからなくなること（麻薬事故）が増えています。麻薬は、法令によって厳しい管理が定められているため、より一層注意して取り扱うよう心がけてください。

広島県内の麻薬事故件数の推移（令和元年～令和6年）

薬局での事故の件数（令和元年～令和6年）



過去に起こった麻薬事故の事例

- ・譲渡後 90 日経過前の麻薬を、小売間譲渡許可を持つ薬局に不動在庫として譲渡してしまった。
- ・麻薬施用者免許番号が正しくない麻薬処方箋に基づいて調剤してしまった。
- ・麻薬がまだ入っている箱を、空箱だと思ってごみ箱に捨ててしまった。

麻薬の管理、事故等について、ご不明な点がございましたら、管轄の保健所又は県薬務課（082-513-3221）までご連絡ください。

県では、毎年報告があった麻薬事故を整理して、麻薬事故事例集を作成しています。県内の麻薬事故の傾向や実際の事故の詳細（事故の内容、原因、対策など）を掲載しているため、薬局の麻薬管理マニュアル作成時や、研修の際などにぜひご活用ください。

事故事例集抜粋

事故の内容	事故の原因	対策
使用期限が切れたフェントステープ2 mg 2 枚を誤って患者に交付してしまった。	①使用期限の確認不足のため。 ②麻薬金庫での保管時の区別が不十分であったため。	①麻薬管理マニュアルの改正。 ②在庫麻薬の区別。



広島県 HP 「麻薬事故事例集を作成しました」

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/sub-mayaku/mayakuzikozirei.html>

